

[事案 2021-155] 入院給付金等支払請求

・令和4年7月12日 和解成立

<事案の概要>

特別条件に該当することを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に入院し、帝王切開術および子宮筋腫摘出術を受けたため、平成29年9月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、特別条件の特定部位「子宮」に対する入院・手術に該当するとして、支払われなかった。しかし、契約前に、特別条件について代理店を通じて保険会社に照会を行ったところ、「帝王切開も保険金の支払対象」との回答があったことから、給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院は、特別条件の適用期間内のことであり、特定部位「子宮」に生じた疾病である子宮筋腫核出後妊娠等を直接の原因として帝王切開術および子宮筋腫摘出術に至ったため、約款の規定にもとづき給付金を支払うことはできない。
- (2) 募集人が契約時に説明した内容は、特定部位不担保に関する一般的な説明であり、すべての帝王切開術について給付金の支払いを約束したものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約では帝王切開は不担保とされておらず、通常の帝王切開であれば、給付金が支払われるため、保険会社の回答が誤りであるとまでは言えないが、申立人は、子宮筋腫の既往症があり、過去に摘出術を受けていることを明らかにしたうえで、子宮が部位不担保になると具体的にどのような場合に保険給付がなされるのかを問い合わせているため、「帝王切開も保険金の支払対象」という回答は不適切であると言わざるを得ない。